

【予備自衛官等証明書の事前取得のお願い】

平成27年7月1日より「総合評価における予備自衛官等の評価について」適用される旨を防衛省装備施設本部HPで周知しているところですが、申請時に提出していただく予備自衛官等の証明書の取得には、各機関に申請してから2週間から3週間程度時間を要すると見込まれます。よって、工事の入札公告が掲載されてから、各機関に予備自衛官等の証明書の取得申請をしても、申請書及び技術資料の提出期限までに取得するのが困難な状況となります。

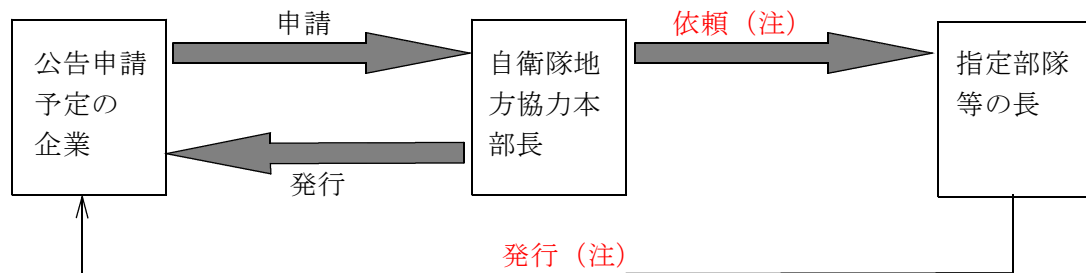
つきましては、該当する企業の方におかれましては、入札公告が掲載される前に発注見通し等により、参加予定の工事を確認していただき、予備自衛官等の証明書を事前に取得しておくよう手続きをお願いいたします。

『評価対象』

東北6県の駐屯地・基地等に勤務経験のある予備自衛官等が評価対象となります。（例：山形県や福島県に隣接する新潟県は対象外）

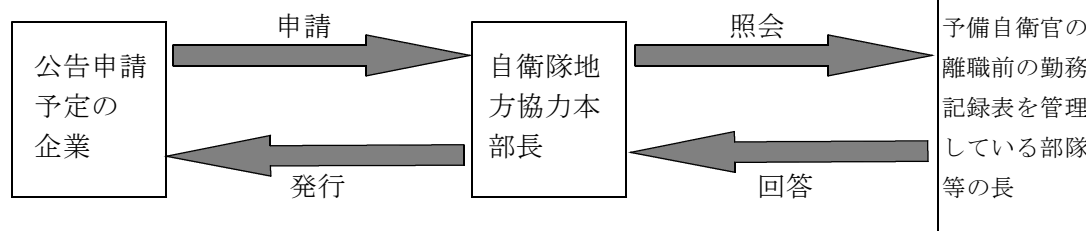
『予備自衛官等証明書の申請の流れ』

① 陸上自衛隊の予備自衛官及び即応予備自衛官



(注)：即応予備自衛官の場合

② 海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官



注意事項：予備自衛官等の証明書は所属する自衛隊地方協力本部に対し申請をして下さい。

総合評価落札方式における 予備自衛官等の評価について

防衛省が発注する自衛隊施設の建設工事の総合評価落札方式において、工事の品質の確保又は品質の向上を図るため、駐屯地等の事情に精通した退職自衛官である予備自衛官等を一定の条件の下に現場配置する場合、「企業の信頼性・社会性」の評価区分において、加点評価を行なうこととしましたのでお知らせします。

(対象工事)

自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場内で行なわれる工事で、1件につき予定価格がWTO基準額(6億円)未満のもののうち、総合評価落札方式により入札を行なう工事

(措置概要)

退職自衛官である予備自衛官又は即応予備自衛官を現場に配置する場合に次のとおり評価

評価区分	評価項目	評価の細目	評価基準	評価点(配点)
企業の信頼性・社会性	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置	予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置 [①～③の条件を満たす場合に評価]	【A】当該駐屯地等の勤務経験者を配置する場合	2 点
			【B】当該都道府県内にある駐屯地等の勤務経験者を配置する場合	1 点
			【C】当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等の勤務経験者を配置する場合	0.5 点

- ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。
- ② 駐屯地等の調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等をおこなうこと。
- ③ 現場配置期間の延べ日数が30人・日以上あること。

注:1 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価。

:2 現場配置予定者が複数名いる場合は、配置期間の延べ日数とし、評価基準A、B、Cが混在する場合は、30人・日となる組み合わせにおいて評価点の低い方で評価。

適用時期

平成27年7月以降に入札公告に付す建設工事から適用します。

その他

具体的な詳細については、各工事の「入札公告」及び「入札説明書」に記載されますのでご覧ください。